明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務一二四～一三〇）　一
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同一三一～一三三）　七
〔公告〕
諸事項　九
裁判所
破産、免責、再生関係　八〇
特殊法人等
特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、企業年金基金変更関係　八二
地方公共団体
行旅死亡人関係　八四
会社その他
会社決算公告

告示

○財務省告示第百二十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十二年三月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年四月二日

財務大臣　菅　**直**人

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第二百九十回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で千三百十八億八千七百九十万円、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で一兆九千七百四十九億四千六百五十万円、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で二千四百五十七億二千五百七十万円、同法第四十七条の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で七百四十九億三千九百九十万円
特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で三十七億二千八百万円

ロ　非競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で千六百八十億円
特別会計に関する法律第四十七条の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で百七十五億円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　二兆四千二百九十五億六千四百八万五千円

ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　三十七億三千百十六万八千八百円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　千六百八十一億四千二百八十万円

ロ　非競争入札発行　百七十五億千四百八十七万五千円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　五万円

ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

八　最低額面金額　額面金額百円につき百円八銭以上のそれぞれの応募価格

九　振替単位　額面金額百円につき百円八銭五厘

十　発行日　平成二十二年三月十五日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行

ロ　非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行